平成２５年（フ）第６４７号
福岡市早良区四箇田団地１番404号
債務者　山田　大介
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６５０号
福岡市城南区西片江２丁目15番10号
債務者　中村　リク
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６５４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬892番地２
債務者　井口多美子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６５９号
福岡市南区向野２丁目14番20号
債務者　辻　　和幸
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６２号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目56番地
アーバンハイツ渡辺307号
債務者　溝口　政実
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６４号
福岡市博多区麦野４丁目29番28―105号
債務者　勝屋　正徳
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６８２号
福岡市博多区光丘町１丁目２番37号
債務者　満名　康正
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７１４号
福岡県大野城市山田２丁目18番33号サングレイス弐番館202号
債務者　坂口　恭一
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７６７号
福岡市中央区清川２丁目３番16―806号
債務者　鴛海すみ子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７７９号
福岡県筑紫野市上古賀１丁目11番24号　クレール・カメリアＡ棟101号
債務者　山下　二聖
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７８８号
福岡市早良区有田３丁目10番25号
債務者　宮崎　　昭
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７９４号
福岡市東区舞松原４丁目４番1424号
債務者　大坪　直之
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６４号
茨城県小美玉市羽鳥1390番地４
債務者　鈴木由香里
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１７８号
茨城県那珂郡東海村大字村松2648番地38、旧住所茨城県那珂郡東海村大字村松3331番地36
債務者　斉木　恵一
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１８７号
茨城県ひたちなか市大字高野2435番地の13
柏野団地１―６―16
債務者　松島　知子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５３０号
京都府木津川市相楽城西42番地３
債務者　阪部　幹夫
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５３１号
京都府木津川市相楽城西42番地３
債務者　阪部眞知子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係